

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野									団体名	支障事例			
	団体名	支障事例													
29	B 地方に対する規制緩和	産業振興	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の特色を生かした市場運営を可能すること。	【提案の背景】 場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の運用が可能であることを明確化していただきたい。 【支障事例】 一都地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20回目を迎えており、市民からも好評を得ている。一方で、本赤の市場の利用者は貿易人は減少し続け、平成10年と比較して半数以下になりており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。そのようの中で、地元IAが市場内に既存関連事業者を集約した新規卸荷棧橋を計画し、仲卸とともに市民向けの売も行いたい意向を示したが、所管である愛知県へ相談したところ、卸売市場法第2条第2項の規定により卸売市場とは卸売のために開設される市場にされたり、仲卸業者等による恒常的な小売活動は道府県に強制的に適用が認められるものではないとの見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。本市としては、中央卸売市場に上部、商品の量や規模も小さい地方卸売市場においては、入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面への懸念は軽減されると考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると想定している。	【提案の背景】 場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営を道府県毎に判断可能であることが明確になることで、道府県が個々の実情に合わせて、地方卸売市場の活性化策を取る。要因は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場にはこれまでに加えて小売業者が大規模化する傾向がある。店舗の選択肢が広がることで、立地のアドバンテージにより一般小売店に代わる飲食店等のサービス業の買受人の増加による市場の安定経営と波及効果として中心街地の活性化が図られる。○少量の取扱い活性化することで、小規模農家の販売先を確保し、営農意欲を刺激し、耕作放棄地化を未然に防ぐことができる。 ○中央卸売市場と違い一般市民の理解が得られにくい地方卸売市場を役割を利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。	卸売市場法第2条第2項	農林水産省	一宮市	別紙あり	豊田市	○当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を実施したこと、同様の指導があり認められていない、時代の流れで、中小売の減少による利用者減少により空き店舗が増加している。 ○国の認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常的に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。 他方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者の商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場での販売活動を行なうことを認めている。 今回提案のあったのは地方卸売市場であり、道府県知事の許可を得て開設されることから、指導監督権限は道府県知事に委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用のあり方については、地域等の実情を踏まえ、道府県知事が判断して差し支えない。	卸売市場法第2条第2項において、「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場」と定義づけられているが、このことは、卸売市場では卸売が主体であるということを意味しており、一部で小売が行われることまでを禁じているわけではない。			
32	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更について、「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていたが、農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更手続きの迅速化により、新規就農者等の営農条件の改善等に資する。	【支障事例】 本赤では、新規就農者が多い年間50名程度が、新規就農者が自分の農地の近くに居住構造を構成する場合でも、上記の手続き間に時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら運営農を強いられる状況である。	○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条	農林水産省	神戸市	-	吉田町、亀岡市、宇和島市	○農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事務所の設置を希望したが、長期間の手続きを要することを懸念し、事業開始への影響から、近隣の除外地を含めて検討することとなつた事例があった。農業後継者の減少に伴う荒廃地の増加に対応するためにも、個人・法人問わず、農業者、新規参入者がスムーズに営農体制を確立できることを望む。	農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更について、事務手続の迅速化を図るために、下記の内容を道府県及び市町村に対して周知することとする。 ①市町村における農業振興地域整備計画の変更については、年に2回程度行われているが、農業への新規参入者の定着、後継者の確立等の農業政策上の観点から、農家住宅の本赤では新規就農者が多い年間50名程度が、新規就農者が自分の農地の近くに居住構造を構成する場合でも、上記の手続き間に時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら運営農を強いられる状況である。 ②農業振興地域の整備に関する法律において、公告・報知期間は「おむね30日間」と定められているが、本赤では、市町村の公告期間により30日間よりも短い期間とすることが可能である。 ③農用地区域からの除外の手続と同時に農地転用許可の手続を進めることにより、農家住宅が建設されるまでの期間を短縮できること。 さらに、農業振興地域整備計画の変更に係る道府県・知事への同意協議については、事前調査を含めた標準実施期程を設定するよう道府県へ通知を行なっているところである。実施状況について調査を行い、その結果を踏まえ、同意協議の迅速化を図る観点から、道府県に対して更に国としての考え方を示すこととする。			
46	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法規則第53条にJAXAによる保安用地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画など、手続の簡素化を求めるもの。	【現状】 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆薬等に対する保安用地とするために、JAXAは平成4年度から土地の販賣を計画している。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点では15.6haを取得済み。 【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の計画取得面積が4haを超えたことから、それ以降は農地を計画取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣協議(平成28年度からは大臣の協議)を得ている状況。 ○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ○公私性が高く、かつ当初の保有用地取得計画に沿って土地取得を進めていたにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。	【効果】 協議の簡略化により、行政の効率化が図られる。	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号、21農接第1598号)	農林水産省	九州地方知事会 鹿児島県提案分 地方創生	高松市	-	○農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号、21農接第1598号)	○農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号、21農接第1598号)	○農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号、21農接第1598号)	4haを超える農地転用等に係る国との協議においては、許可申請内容の分から農地転用許可申請書及び申請書の添付書類の提出を要求していること、同一事業の複数回に亘る申請がなされた場合に提出の手続を繰り返すことで、地元住民や周辺の農地所有者の意見を求める必要があること。 ②都道府県は、同意協議により、集団の農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について都道府県を囲む農地の範囲に説導するなど、計画変更が自ら定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方方に適合したものとする理由があること等の理由から、軽微な変更として行なうことは適切ではない。
63	A 権限移譲	農業・農地	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政分担の事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政分担の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任される。 本赤が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる経緯等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。 この財政分担の事務は、農地集積・集約化等対策費についても同様である。 第43条の3に規定する翌年度に支出手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度に支出手続きを引き受けた債務の負担の手続に関する事務に係る事務について、都道府県知事へ委託していただきた。	経済事務について県が一括で取りまとめて行なうことができ、東海農政局及び農業農村整備事務委任がなされていないため、県の事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。 また、手続を要する期間についても、東海農政局の経由を必要としなくなることから一定期間短縮が可能となる。	・企画法第48条・予算決算及び会計令第140条第3項	農林水産省	愛知県	-	埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県	○農地集積・集約化等対策費については、県知事への経済事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりすることができず、経済事務を進めるにあたっては、中国四国農政局に申請を行うこととなる。これによって、他の補助金事業と同様の経緯と手続が予想される。 ○本赤では、農地耕作条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していたため、県は経済事務に携わっていなかった。しかし、平成29年度から県を経由する間接補助で実施することとなり経済事務についても県を経由することとなる。そのため、他の農業農村整備事業(補助事業)と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきた。 ○経済事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県においても関東農政局と直轄やりとりを行うことができる。別途関東農政局に申請を行なっている。そのため、他の補助金事業と同様の経緯と手續にも関わらず、申請先が関東農政局へ申請を行なう。また、農政局に分かれると、事務が複雑にならざる事務は、埼玉県に集中するため、都府県から直接の財務局への協議が可能となることから、都府県の事務の効率化等に資する可能性がある。	農地耕作条件改善事業に関して、経緯及び経済事務委任に係る翌年度にわたる債務の負担の手続にに関する事務等、都府県は知事の指定する職員が行うこととすれば、現状、当該事務に際しては、都府県から地方農政局を経由しての財務局協議が必要となっているところ、都府県から直接の財務局への協議が可能となることから、都府県の事務の効率化等に資する可能性がある。			
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数)と共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定はJRに分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連していると言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に二重化してもいいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、送付の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一體的な支援が行なっていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者や新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させることの計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行なうことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 都道府県が実施する場合であっても、経営革新計画等の項目が定められており、認定を各事業分野ごとの主務大臣がなっている。都道府県知事は権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行なうことができると言える。 【参考】 ■認定件数(H28.7~H29.2) 全国 16,468件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127件、厚労省566件、国税庁167件等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条 認定件数(H28.7~H29.2) 全国 16,468件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127件、厚労省566件、国税庁167件等) うち広島県 419件	認定件数(H28.7~H29.2) 全国 16,468件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127件、厚労省566件、国税庁167件等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、経営革新計画と異なり、主務大臣が中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める一定の事項について、事業分野を指定して該分野に特化した経営力向上計画を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業分野主務大臣が、事業分野ごとの汎用的な知識に基づき、直接受審・認定したほか、本計画による経営の向上の上では効率が高いといふ考え方に基づいており、今後も引き継ぎで認定を行うことが過当と考える。							

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日開催決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
回答内容について承知いたしました。今回の回答を受けて、法令が許容する範囲内において、県と協議しながら当市の実情に応じた市場経営を行ってまいります。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	-	一宮市の提案及び農林水産省の見解を示した第1次回答について、通知により都道府県担当者に周知するとともに、毎年度実施している都道府県における卸売市場担当者の会議において農林水産省の見解を周知する。	6【農林水産省】 (4)卸売市場法(昭46法35) 農業部卸売市場の適用の在り方に於いては、地方卸売市場内で小売活動を行うことを含め、都道府県知事が地域毎の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確化するため、都道府県に改めて周知する。 【措置済み(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)】
土地の農用地区域からの除外は、市の農業振興を図るために基本的な方策に關わるものであるが、農家住宅やその後継者住宅の建築は農業の担い手の確保に直結することであり、農業の担い手の不足や耕作放棄地の増加が問題となっている現況においては、最優先されるべき事項であると考える。 そのため、軽微な変更として扱うことをご検討願いたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県に通知しており、その実施状況について調査を行ったところ、法定協議について21都道府県、事前調整について33都道府県で未設定となっているところ、このことから農業振興地域整備計画の変更手続に直接関わる都道府県の同意協議の迅速化を図る観点から、標準処理期間未設定の都道府県に対して標準処理期間を設定するよう改めて周知すること。	6【農林水産省】 (3)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農業振興地域整備計画の変更(13条)について、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 ・都町村による農業振興地域整備計画の変更について:農業への新規参入者の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の手続の簡素化等の取り組みによる効率化、簡便化、機動的に行うことが可能であること。 ・農業振興地域整備計画の変更手続(11条)について:その期間が「おおむね30日間」と定められており、市町村の判断により30日間よりも短縮が可能であること。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。
農地法施行規則第53条に位置づけられ、農地転用の許可が不要とされている独立行政法人水資源機構等については、公益性が極めて高い事業の実施に伴うものや用地の選定について任せきりが低いことなどから、周辺農地に係る營農条件への支障の有無について確認を行っていないものと考える。 JAXAによる保安用地取得についても、独立行政法人水資源機構等と同様であると考えるが、見解を示していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	-	独立行政法人水資源機構等は、法律において義務として設置する施設が示され、当該施設の設置に當たっては当然に土地の取扱等が必要となるものであることから、農地転用を許可不要としているものである。なお、農地転用を許可不要としている施設の設置に當たっては、事前手続の簡素化等の取り組みによる効率化、簡便化、機動的に行うことが可能であること。 一方、JAXAの保安用地は、ロケーションの上げ下げや作業期間中に地上の安全確保のために設置した警戒区域内の隣接者以外の土地等に取得料を支払うために取得した土地等であるが、法律上、警戒区域内の土地等の取得料を義務付けているものではないことから、農地転用許可を不要としているものと同様に取り扱うことは困難である。	6【農林水産省】 (2)農地法(昭27法229) 4(a)を超える農地転用に係る農林水産大臣との協議(附則2項)については、手続の簡素化等による効率化、簡便化、機動的に行うことが可能であること。 ・農業振興地域整備計画の変更手続(11条)について:その期間が「おおむね30日間」と定められており、市町村の判断により30日間よりも短縮が可能であること。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。
農林水産省一次回答は、本県提案に沿うものである。 については、早期に事務委任が実現するよう速やかな対応をお願いする。	-	-	-	-	-	農地集積・集約化等対策費に係る縦越手続きについては、都道府県が国から交付決定を受けたもののうち、平成29年度から平成30年度に継り越すものより、都道府県知事への委任を行うこととし、令和元年3月1日以後に継り越すものについては、都道府県知事への委任を行うこととする。 (1)9月中旬に、各都道府県知事に対する認証手続の実施について照会文書を郵送。 (2)10月上旬を目処に、各都道府県の意見を集約し、継続事務の委任を行う都道府県を特定し、公文書での確認を行なう。 (3)11月上旬を目処に、農林水産大臣より同意を得る。 (4)12月上旬を目処に、農林水産大臣より都道府県知事は知事の指定する職員に縦越手続きを委任する旨を通知し、あわせて財務大臣に通知。	6【農林水産省】 (13)農地集積・集約化等対策費に係る縦越手続に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る縦越し(財政法(昭22法33)14条の3項)の実施手続の実施手続及び認証手続に係る登年手續の簡素化等による効率化、簡便化、機動的に行うこと。 ・農地転用の委任を郵送するに際しては、平成29年度から同一の事業目的のため複数回に分けて農地転用許可(4条及び5条)を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に配慮して、行べきである。 本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等の経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実績による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討していただきたい。 なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な見解に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考える。 併せて、年計画を統合し、認定権を都道府県とすることで検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。	-	事業分野別指針については、POCAサイクルを実行性ある形で確立し、最新かつ最も良の情報が盛り込まれた情報を提供し続けるよう努めるとして、法定審議の際の国会審査会議でも決められていることから、中小企業の生産性向上に關する最新の取組事例等を、国側で二つ情報をして常に把握する必要があり、これを確実に担当するためには、都道府県への委託(手挙げ方式を含む)ではなく、国が直接受け、認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したことから、國で認定を行うことが適当と考える。	-

農林水産省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日開議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
割当内示時に乗車をお知らせするとの回答だが、当方の要望は、国的基本「強い農業づくり交付金の配分基準についての記載から読み取れない算定基準(100%以上は100とし、0%未満は0とする)を明示していただきたいというもの。割当内示の通知と併せてお知らせいたくとともに、これらの算定ルールも含めて、割当額となった根拠をお示し頂きたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	該当する通知の改正に合わせて、算定方法を追記する。	-
10月末までに発生した誤差については不用額から除くことであるが、そもそも入札により誤差が発生するとは、事業実施主体によるものでは無いことから、不用額に含まれることは公平でない。また、合理的に久しく考慮する立場から、不用額に含まれることはない。一方で競争あるため、ただしが基準等には特に定められておらず、H28年度強い農業づくり交付金においては、「10月末までに入札を行う」という事務連絡が直前のH28.10.28付で出されただけだった。	-	【奈良県】 提案団体の利用計画等の都合により秋頃の不用額調査以降の入札になれば、これらの場合の入札減については不用額の算定対象となり、後々のペナルティーとなって配分額が減額されてしまう。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	前々年度の不用額の配分額への反映にあたって、不用額算出の基となる強い農業づくり交付金については、近年毎年10月上旬地方農政局等から都道府県へ割当内示を実施しております。前年度は5月10日付で10月末までの入札を実施することを考案するよう地方農政局等に事務連絡を発行し、都道府県へも同様の内示を行いました。一方で、H28年度は10月末までに誤差を認めたうえで、地元の農業者から見積り料金を徴取して交付金要求を助長する恐れもあるため、無駄な予算支出を抑制するためにも、不用額の算出に当たって入札誤差を除外する必要があると考える。	6【農林水産省】 (1)交付金等に係る配分額の算定事務 (1)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映について 事業要望を提出する段階で、3割以上の業者が見積り料金を徴取して交付金要求を反映させた地区は、不用ペナルティ算定の対象としないこととして、当該交付金等の過剰を平成30年度予算配分までに改正する。 (1)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映について 事業要望を提出する段階で、3割以上の業者が見積り料金を徴取して交付金要求を反映させた地区は、不用ペナルティ算定の対象としないこととして、当該交付金等の過剰を平成30年度予算配分までに改正する。 [指置済み: 平成29年5月10日付け農林水産省生産局経営課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局経営課事務連絡]
特段の理由がある場合には事前協議が可能とのことで、本省だけでなく地方農政局にもその旨周知していただくようお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	都道府県担当者会議(9~10月予定)を開催しており、その際に本件についても併せて周知を図り、事業主体にもお知らせいただくようお願いしているところ。	6【農林水産省】 (14)補助事業等の交付申請に係る事業 強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び産地パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、着工時期を急ぎ等の特段の理由がある場合には、割当内示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年内に周知する。 [指置済み: 平成29年11月13日付け農林水産省生産局経営課事務連絡]
甲種農地の重要性については認識しているところであるが、一方で、その例外的な転用許可条件を「土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けた事業」とした場合、土地の権利者と賃借人によって転用許可の可否が左右されてしまうことから、「強い事業の必要性」の事業が実施される難易性」を他の手法により判断すべきとの考え方により提案したところである。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 土地収用法に係る事業認定要件についての解釈について、地方整備局に対し周知を図ることである。この解釈に対する方針で検討したい。なお、この場合は、見積り及び配分対象としている設計等にかかる経費については、交付申請時に行うことから、補助対象とならないことに注意する必要がある。さらに、これを実施していただければ、交付決定後すぐに入札にかかることができ、早期執行に寄与することも可能と考える。	【農林水産省】 甲種農地の転用許可に係る考え方については第1次回答においてお示したとおりであるところ、本支障事例については、国土交通省から各事業認定庁に対し、事業認定に係る考え方の周知が図られるとしている。	-
各省からの回答では、「土地の権利者の賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能」とのことであり、支障事例は解消するものと考えている。また、「逐条解説土地収用法」といった文脈ではその解説が継続であったことから、各事業認定庁あたりに周知していたりすることを踏まえ、引き続き、本事業の円滑な事業認定の告示に向けて事業認定と調整を進めていくこととした。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	【国土交通省】 事業連絡にて、各地方整備局及び都道府県に対し、10月初旬までに、起業者の申請に係る事業について、その用地のうち起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である旨、周知を図ることを考えている。	-

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
145	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。	復旧を担当する県、市町村等への過度な負担の経済につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなっており、秋以降に甚大な災害が発生した場合は、翌年から補助率増高申請までの一定の期間を延長できるものと規定している。	農林水産省	岩手県	-	福島県、浜松市、豊田市、岡山県、鳥取県、鳥根県、高知県、宇和島市、熊本県	○本市においても、平成28年熊本地震により多大な被害が生じ、その対応が県営事業も含め補助率増高申請書の提出期限を災害発生年の翌年1月31日までとしているのは、本市における災害復旧事業の補助率増高申請書を提出し、確認を受ける必要があるため多大な負担となる。秋以降に甚大な災害が発生した場合は、件数にもあるが、その時点から翌年のための事業を着手するため、翌年決定事業費を反映させて作成する補助率増高申請は相当な負担になると想われる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条に、補助率増高申請書の提出期限を災害発生年の翌年1月31日までとしているのは、本市における災害復旧事業の補助率増高申請書を提出し、確認を受ける必要があるため多大な負担となる。①激甚災害に対応するための特別の財政支援等に関する法律に基づき、局地激甚災害の指定及び当該激甚災害に対して適用すべき措置が、例年3月上旬に政令で規定されるため、当該措置を適用するための申請手続を設けた。その対応に苦慮している。	このため、補助率増高申請書の提出期限については、災害発生年の翌年1月31日とするについて御理解いただきたい。	
191	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複していることから貸付協定の手続きを不要とする。	実施主体と市町村との貸付協定の締結を不要とすることで、手続きが簡素化され、市民農園の開設がやすくなり、今後も増えると予想される市民農園需要に対応しやすくなると考えられる。	特定農地貸付けに関する法律第3条	農林水産省	京都市、島根県、鹿児島県	-	・本市単独で国に要望したこと経過あり。 〔要望名〕 「市民農園開設に係る特定農地貸付事業の簡素化及びU字税統税率割引の実現」 〔要望時期〕 平成28年6月27日 〔要望先〕 農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 都市農業室	地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付け第2条第5項第5号イ及びロ並びに特定農地貸付事業規則第1条に基づき、①特定農地貸付けの許可申請の提出方法並びに特許農地の適切な利用を確実にするための方法、②開設者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する調整その他区域の農地と特定農地貸付けの実施との調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することとされている。	他方、農業委員会は、農地を農地として利用するために権利設定をする際の許可(農地法第3条)、毎年の農地の利用状況や利用意向の調査等の活性農地措置に関する事務(同法第4章)、農地等の利用関係の争奪があった場合の仲裁(同法第25条)等の農地の権利移動・利用関係の調整に関する事務及び農地の利用の最適化の推進に関する事務等を行うこととされている。	市町村等との貸付協定の締結を廢止した場合には、貸付協定の記載項目のうち、①及び②については農業委員会が対応できるが、③のうち農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土はりの合意等の地場住民とのトラブルの解決や未然防止への協力等は農業委員会では対応できず、特定農地貸付けの円滑な実施を図ることができない。	なお、御提案の具体的な支障事例で農業委員会の業務として挙げられている特定農地貸付規制の記載項目は、特定農地貸付法第3条のとおり特定農地貸付けに係る農地の所在、借り受けの者の募集・選考の方法、貸付期間等の市民農園開設者が市民農園を開設・運営するに当たってのルールを定めるものであり、農業委員会の業務について定めたものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 補足資料	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) 補足資料	各府省からの第2次回答 各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
○追加共同提案団体が10団体に及ぶなど、多くの地方公共団体が同様の認識をもっている。 ○また、近年、大雨等の大規模な災害が増加・激甚化の傾向にあるほか、過去には、東日本大震災で期限を延長している事例もあることから、災害の発生時期や規模、被災市町村体制等、勘案するより柔軟に対応できるよう検討願いたい。 ○あわせて、申請者のいる都道府県について引き受けたとともに、技術職員の全国的な支援体制の構築など、申請書の提出期限の延長のみならず、支障事例が解消される方策を最大限検討願いたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	-	6【農林水産省】 (1)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25年169) 補助率増高申請書の提出(施行令4号)に係る手続については、地方公共団体、事務負担の範囲を踏まえた上で、申請者が申請する際の申請から、農林水産省における申請内容に応じて、農林水産省の要領を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。
地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合において、「③農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土ぼこりへの苦情等地域住民とのトラブル解決や未然防止への協力等」については、御指摘のとおり、農業委員会としては、対応できないと考えられる。 一方、本市においては、こうした市民農園開設における諸課題に関して、市内で開設されている特定農地貸付け以外による市民農園を含めた(平成27年度調査)特定農地貸付け(特定農地貸付け以外の市民農園)3箇所、協定の締結の有無に関わらず、調整や協力等を円滑に実施してきており、協定がないことよりトラブルに対応できなかった事例もない。 このことから、貸付協定を結ばなくても、特定貸付けを円滑に実施することは、可能であると考える。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	-	-	6【農林水産省】 (6)特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律(平成法58) 特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るために、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認(3条)申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

農林水産省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年での地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月閣議決定)記載内容		
見解	補足資料	見解	補足資料						
○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果のかつ円滑な技能実習の実現といふ効果が見込まれないため認めでない」との回答であるが、農業においては組合会員が同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を学習することができるよう思われるため、引き続き要望をしたい。	-	【千葉県】 農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を学習することができるよう思われるため、引き続き要望をしたい。 【香川県】 JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められており、法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	【法務省・厚生労働省】 第一次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第6条第1項において、企業体としての組織力・安定性を活かすが、技能実習を行われる法人のみに限っており、個人事業主など法人が共同でこの技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技術実習として行うことには、現行の規定の下でも可能である。（北海道内の農協についての実績有） 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間に、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効率的な技能実習が行われるものと思料される。	6【農林水産省】 (8)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年8月1日施行)についての対応方針(令和元年1月1日施行) 農業分野における団体監理型技能実習(各4箇)についての対応方針(令和元年1月1日施行) 農業分野における請負契約による農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技術実習として行うことには、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の農協についての実績有) 当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効率的な技能実習ができるものと思料される。 【農林水産省】 農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場にない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技術実習として行うことには、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の農協についての実績有) 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間に、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効率的な技能実習ができるものと思料される。	【関係府省】法務省及び厚生労働省	
現行では、補助申請及び実績報告時の作業量等が補助額に見合わないほど多くなっている。そのような状況を改善する点から、平成27年度以前の交付金制度に戻されたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	平成30年度の食育事業は、「食料産業・6次产业化交付金」として予算要求をしている。 なお、交付金として予算措置された場合においても、「補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律」等の適用を受けることから、補助金等による措置による本年度と同様の作業が必要になるが、その中で、合理化できる部分については、見直しを図って参りたい。	6【農林水産省】 (12)農産農作物消費拡大対策事業補助金 農産農作物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置することを検討する。 また、地方公共団体の事務負担の軽減による観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。	【関係府省】農林水産省	
今後は、審査体系の見直しによる速やかな交付決定をされ、予算を早期執行できるよう検討をお願いしたい。 併せて、可能であれば複数の事業に関する交付事務をそれぞれの事業を所管する農政局などの担当部局へ交付事務を委任する等の制度見直しをお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	今後の本交付金の交付決定に当たっては、地方が早期に予算を執行できるよう審査体系を見直して、迅速な交付決定に努めてまいりたい。 本交付金は、地域の自主性に基づく農山漁村地域の総合的な整備を趣旨とし、地方の数量による彈力的、機動的な運用が可能な制度として創設しているため、仮にそれぞれの農政局などの担当部局が事業毎に交付事務を行うこととした場合、農・林・水横断的な予算の運用が出来なくなることや審査窓口が複数となる等、本交付金の趣旨にそぐわないものとなることから見直しは適切ではない。	6【農林水産省】 (11)農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が並行して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期交付決定を行う。	【関係府省】農林水産省	
今年度も7月末時点で既に2回にわたる地区間相互の変更承認申請を行っており、年度内の変更回数も昨年度と同様となる見込みであることから、できる限り早期の対応を要望する。 遅くとも年内には要綱が改正され、来年度からは新たな基準により進められるよう調整して頂きたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	「農地防災事業等補助金交付要綱第8」に定める地区間相互の経費の流用については、「土地改良事業等補助金交付要綱第9」に準じ、農林水産大臣の承認を不要とするよう関係部局と調整した上で、遅くとも平成29年度中に改正する。	6【農林水産省】 (9)農地防災事業等補助金 「農地防災事業等補助金交付要綱第9」に準じ、農林水産大臣の承認を不要とするよう関係部局と調整した上で、遅くとも平成29年度中に改正する。	【関係府省】農林水産省	
貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支援を解決するものである。 今後、農業集落排水処理施設において処理できる業務の技術的な検討が行われるが、早期に検討結果を周知いただきたい。 検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うことを。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。	(再検討要請なし)	-	-	-	【関係府省】農林水産省

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答								
	区分	分野									団体名	支障事例									
											支障事例										
283	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が農地を取得する場合の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の施設によって農地を取得する場合に、都道府県知事等の許可が必要となるが、都道府県等は許可を不要とすること。	【現状】 土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が、目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地改変法第3条に掲げる事務の収地に供するため農地等を取得する場合は許可不要とされている。	土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が、目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要となるが、都道府県等は許可を不要とすること。	農地法第5条第1項 第7条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条 第156条 第157条 第158条 第159条 第160条 第161条 第162条 第163条 第164条 第165条 第166条 第167条 第168条 第169条 第170条 第171条 第172条 第173条 第174条 第175条 第176条 第177条 第178条 第179条 第180条 第181条 第182条 第183条 第184条 第185条 第186条 第187条 第188条 第189条 第190条 第191条 第192条 第193条 第194条 第195条 第196条 第197条 第198条 第199条 第200条 第201条 第202条 第203条 第204条 第205条 第206条 第207条 第208条 第209条 第210条 第211条 第212条 第213条 第214条 第215条 第216条 第217条 第218条 第219条 第220条 第221条 第222条 第223条 第224条 第225条 第226条 第227条 第228条 第229条 第230条 第231条 第232条 第233条 第234条 第235条 第236条 第237条 第238条 第239条 第240条 第241条 第242条 第243条 第244条 第245条 第246条 第247条 第248条 第249条 第250条 第251条 第252条 第253条 第254条 第255条 第256条 第257条 第258条 第259条 第260条 第261条 第262条 第263条 第264条 第265条 第266条 第267条 第268条 第269条 第270条 第271条 第272条 第273条 第274条 第275条 第276条 第277条 第278条 第279条 第280条 第281条 第282条 第283条 第284条 第285条 第286条 第287条 第288条 第289条 第290条 第291条 第292条 第293条 第294条 第295条 第296条 第297条 第298条 第299条 第300条 第301条 第302条 第303条 第304条 第305条 第306条 第307条 第308条 第309条 第310条 第311条 第312条 第313条 第314条 第315条 第316条 第317条 第318条 第319条 第320条 第321条 第322条 第323条 第324条 第325条 第326条 第327条 第328条 第329条 第330条 第331条 第332条 第333条 第334条 第335条 第336条 第337条 第338条 第339条 第340条 第341条 第342条 第343条 第344条 第345条 第346条 第347条 第348条 第349条 第350条 第351条 第352条 第353条 第354条 第355条 第356条 第357条 第358条 第359条 第360条 第361条 第362条 第363条 第364条 第365条 第366条 第367条 第368条 第369条 第370条 第371条 第372条 第373条 第374条 第375条 第376条 第377条 第378条 第379条 第380条 第381条 第382条 第383条 第384条 第385条 第386条 第387条 第388条 第389条 第390条 第391条 第392条 第393条 第394条 第395条 第396条 第397条 第398条 第399条 第400条 第401条 第402条 第403条 第404条 第405条 第406条 第407条 第408条 第409条 第410条 第411条 第412条 第413条 第414条 第415条 第416条 第417条 第418条 第419条 第420条 第421条 第422条 第423条 第424条 第425条 第426条 第427条 第428条 第429条 第430条 第431条 第432条 第433条 第434条 第435条 第436条 第437条 第438条 第439条 第440条 第441条 第442条 第443条 第444条 第445条 第446条 第447条 第448条 第449条 第450条 第451条 第452条 第453条 第454条 第455条 第456条 第457条 第458条 第459条 第460条 第461条 第462条 第463条 第464条 第465条 第466条 第467条 第468条 第469条 第470条 第471条 第472条 第473条 第474条 第475条 第476条 第477条 第478条 第479条 第480条 第481条 第482条 第483条 第484条 第485条 第486条 第487条 第488条 第489条 第490条 第491条 第492条 第493条 第494条 第495条 第496条 第497条 第498条 第499条 第500条 第501条 第502条 第503条 第504条 第505条 第506条 第507条 第508条 第509条 第510条 第511条 第512条 第513条 第514条 第515条 第516条 第517条 第518条 第519条 第520条 第521条 第522条 第523条 第524条 第525条 第526条 第527条 第528条 第529条 第530条 第531条 第532条 第533条 第534条 第535条 第536条 第537条 第538条 第539条 第540条 第541条 第542条 第543条 第544条 第545条 第546条 第547条 第548条 第549条 第550条 第551条 第552条 第553条 第554条 第555条 第556条 第557条 第558条 第559条 第559条 第560条 第561条 第562条 第563条 第564条 第565条 第566条 第567条 第568条 第569条 第570条 第571条 第572条 第573条 第574条 第575条 第576条 第577条 第578条 第579条 第580条 第581条 第582条 第583条 第584条 第585条 第586条 第587条 第588条 第589条 第589条 第590条 第591条 第592条 第593条 第594条 第595条 第596条 第597条 第598条 第599条 第599条 第600条 第601条 第602条 第603条 第604条 第605条 第606条 第607条 第608条 第609条 第609条 第610条 第611条 第612条 第613条 第614条 第615条 第616条 第617条 第618条 第619条 第619条 第620条 第621条 第622条 第623条 第624条 第625条 第626条 第627条 第628条 第629条 第629条 第630条 第631条 第632条 第633条 第634条 第635条 第636条 第637条 第638条 第639条 第639条 第640条 第641条 第642条 第643条 第644条 第645条 第646条 第647条 第648条 第649条 第649条 第650条 第651条 第652条 第653条 第654条 第655条 第656条 第657条 第658条 第659条 第659条 第660条 第661条 第662条 第663条 第664条 第665条 第666条 第667条 第668条 第669条 第669条 第670条 第671条 第672条 第673条 第674条 第675条 第676条 第677条 第678条 第679条 第679条 第680条 第681条 第682条 第683条 第684条 第685条 第686条 第687条 第688条 第689条 第689条 第690条 第691条 第692条 第693条 第694条 第695条 第696条 第697条 第698条 第698条 第699条 第700条 第701条 第702条 第703条 第704条 第705条 第706条 第707条 第708条 第709条 第709条 第710条 第711条 第712条 第713条 第714条 第715条 第716条 第717条 第718条 第719条 第719条 第720条 第721条 第722条 第723条 第724条 第725条 第726条 第727条 第728条 第729条 第729条 第730条 第731条 第732条 第733条 第734条 第735条 第736条 第737条 第738条 第739条 第739条 第740条 第741条 第742条 第743条 第744条 第745条 第746条 第747条 第748条 第749条 第749条 第750条 第751条 第752条 第753条 第754条 第755条 第756条 第757条 第758条 第759条 第759条 第760条 第761条 第762条 第763条 第764条 第765条 第766条 第767条 第768条 第769条 第769条 第770条 第771条 第772条 第773条 第774条 第775条 第776条 第777条 第778条 第779条 第779条 第780条 第781条 第782条 第783条 第784条 第785条 第786条 第787条 第788条 第789条 第789条 第790条 第791条 第792条 第793条 第794条 第795条 第796条 第797条 第798条 第798条 第799条 第800条 第801条 第802条 第803条 第804条 第805条 第806条 第807条 第808条 第809条 第809条 第810条 第811条 第812条 第813条 第814条 第815条 第816条 第817条 第818条 第819条 第819条 第820条 第821条 第822条 第823条 第824条 第825条 第826条 第827条 第828条 第829条 第829条 第830条 第831条 第832条 第833条 第834条 第835条 第836条 第837条 第838条 第839条 第839条 第840条 第841条 第842条 第843条 第844条 第845条 第846条 第847条 第848条 第849条 第849条 第850条 第851条 第852条 第853条 第854条 第855条 第856条 第857条 第858条 第859条 第859条 第860条 第861条 第862条 第863条 第864条 第865条 第866条 第867条 第868条 第869条 第869条 第870条 第871条 第872条 第873条 第874条 第875条 第876条 第877条 第878条 第879条 第879条 第880条 第881条 第882条 第883条 第884条 第885条 第886条 第887条 第888条 第889条 第889条 第890条 第891条 第892条 第893条 第894条 第895条 第896条 第897条 第898条 第898条 第899条 第900条 第901条 第902条 第903条 第904条 第905条 第906条 第907条 第908条 第909条 第909条 第910条 第911条 第912条 第913条 第914条 第915条 第916条 第917条 第918条 第919条 第919条 第920条 第921条 第922条 第923条 第924条 第925条 第926条 第927条 第928条 第929条 第929条 第930条 第931条 第932条 第933条 第934条 第935条 第936条 第937条 第938条 第939条 第939条 第940条 第941条 第942条 第943条 第944条 第945条 第946条 第947条 第948条 第949条 第949条 第950条 第951条 第952条 第953条 第954条 第955条 第956条 第957条 第958条 第959条 第959条 第960条 第961条 第962条 第963条 第964条 第965条 第966条 第967条 第968条 第969条 第969条 第970条 第971条 第972条 第973条 第974条 第975条 第976条 第977条 第978条 第979条 第979条 第980条 第981条 第982条 第983条 第984条 第985条 第986条 第987条 第988条 第989条 第989条 第990条 第991条 第992条 第993条 第994条 第995条 第996条 第997条 第997条 第998条 第999条 第999条 第1000条 第1001条 第1002条 第1003条 第1004条 第1005条 第1006条 第1007条 第1008条 第1009条 第1009条 第1010条 第1011条 第1012条 第1013条 第1014条 第1015条 第1016条 第1017条 第1018条 第1019条 第1019条 第1020条 第1021条 第1022条 第1023条 第1024条 第1025条 第1026条 第1027条 第1028条 第1029条 第1029条 第1030条 第1031条 第1032条 第1033条 第1034条 第1035条 第1036条 第1037条 第1038条 第1039条 第1039条 第1040条 第1041条 第1042条 第1043条 第1044条 第1045条 第1046条 第1047条 第1048条 第1049条 第1049条 第1050条 第1051条 第1052条 第1053条 第1054条 第1055条 第1056条 第1057条 第1058条 第1059条 第1059条 第1060条 第1061条 第1062条 第1063条 第1064条 第1065条 第1066条 第1067条 第1068条 第1069条 第1069条 第1070条 第1071条 第1072条 第1073条 第1074条 第1075条 第1076条 第1077条 第1078条 第1079条 第1079条 第1080条 第1081条 第1082条 第1083条 第1084条 第1085条 第1086条 第1087条 第1088条 第1089条 第1089条 第1090条 第1091条 第1092条 第1093条 第1094条 第1095条 第1096条 第1097条 第1098条 第1099条 第1099条 第1100条 第1101条 第1102条 第1103条 第1104条 第1105条 第1106条 第1107条 第1108条 第1109条 第1109条 第1110条 第1111条 第1112条 第1113条 第1114条 第1115条 第1116条 第1117条 第1118条 第1119条 第1119条 第1120条 第1121条 第1122条 第1123条 第1124条 第1125条 第1126条 第1127条 第1128条 第1129条 第1129条 第1130条 第1131条 第1132条 第1133条 第1134条 第1135条 第1136条 第1137条 第1138条 第1139条 第1139条 第1140条 第1141条 第1142条 第1143条 第1144条 第1145条 第1146条 第1147条 第1148条 第1149条 第1149条 第1150条 第1151条 第1152条 第1153条 第1154条 第1155条 第1156条 第1157条 第1158条 第1159条 第1159条 第1160条 第1161条 第1162条 第1163条 第1164条 第1165条 第1166条 第1167条 第1168条 第1169条 第1169条 第1170条 第1171条 第1172条 第1173条 第1174条 第1175条 第1176条 第1177条 第1178条 第1178条 第1179条 第1180条 第1181条 第1182条 第1183条 第11														

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の方針から提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に規定されているように、地方自治法から公有地を委託された、「公有地使用料は公用目的の用に供する土地」を取得するのであります。それ以外の場合は、転換したりすることはありえない。	-	【拡大】 土地開発公社は、根拠法である公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、また、その公的役割を十分踏まえながら、住民であります国民や地方公共団体から公有地又は公用施設等に供する土地の用途に定める先買い制度に基づき先行取得している。 同法に定める先買制度の運用においては、住民元である國や地方公共団体が転用目的のある事業を確実に実施し、土地開発公社から用地を買い戻すという信頼関係により成立しており、その信頼関係に基づき土地開発公社としても自らの資金調達により土地を取得していることから、土地開発公社を地方公共団体と同様に取り扱うことについて引き続き御検討願いたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	土地開発公社が先行取得した農地を委託先である地方公共団体が必ず再取得して転用行為を行なうことが、「公有地の拡大の推進に関する法律」により担保されるのであれば機動的といえます。	-
本県では、①特定の事業に必要な用地として取得することと、②当該土地を本県が公社から買い戻すことと明記している。なお、経済省と国交省からの通知「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」により、地方開発公社と用地方取得依頼契約を締結する際には、予算で債務負担行為として定めておかなければならぬとされており、本県では当該通知に基づき債務負担行為を譲り受けている。	-	また、「先行取得を行う段階での転用目的の実現の確実性」については、先行取得の目的が共通であることから、先行取得を行うのが、本県自ら、又は委託した公社にによって、一般的に差異はない。	-	なお、経済省が公表した「平成27年度農地開発公社事業実績調査結果概要(平成28年12月)」によれば、平成27年度末時点まで土地開発公社が10ha以上保有している土地は4,228ha(全体の69.3%)となっている。これは、長期間にわたり保有され本来の用途に供されない土地が多く存在することを表しているものと考えている。	-	6【農林水産省】 (7)特定期農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成法58)及び市民農園整備促進法(平2法44) 市民農園の開設の申請についてには、代表者の定めのある法人格なき団体が申請を行う場合、団体名において、その代表者がその団体を代表して市民農園の開設の申請を行うことができるよう改めることとされています。 なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で該地の賃借料等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利能力なき団体の生体は自然人であるため、市民農園の開設に当たっては、当該市民農園は5箇所ある権利能力なき団体の所有権を明確にするため、一括して一つの所有者となり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する。団体の代表者である個人又は認可地団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。 (ある団体の代表者である自然人がその構成員をして締結した契約の効力については、当該団体が権利能力なき団体であるかの判断も含めて、判例及びその契約の解釈によるものと認識している。)	6【農林水産省】 (16)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るために、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公益性を持つ公共の事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 (関係府省: 内閣官房、経済省、法務省及び国土交通省)
任意団体の代表者名で農地を借り受けられることは可能であるが、町として想定している集落での代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的ではなく、好ましい方法とは考えられない。また、任意団体の名前なく個人の責任となれば、契約する本人も躊躇される。近隣3集落が共同で運営している場合もあり、その場合はこの仕組みを活用することは難しいと考える。代表者が変わった場合等に影響が及ぶことはないよう措置を講じていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討をしていただきたい。	○ 権利能力なき団体名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得(総有)し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。 ○ 権利能力なき団体の代表者が変わった場合について、賃貸協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続きを簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。	代表者の定めのある権利能力なき団体については、団体名において、その代表者がその団体を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等に代表者の変更の届出を行なうことで行政上の手続を完了することができる旨の通知を発出し、周知してほしいと考える。 なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で該地の賃借料等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利能力なき団体の生体は自然人であるため、市民農園の開設に当たっては、当該市民農園は5箇所ある権利能力なき団体の所有権を明確にするため、一括して一つの所有者となり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する。団体の代表者である個人又は認可地団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。 (ある団体の代表者である自然人がその構成員をして締結した契約の効力については、当該団体が権利能力なき団体であるかの判断も含めて、判例及びその契約の解釈によるものと認識している。)	6【農林水産省】 (7)特定期農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成法58)及び市民農園整備促進法(平2法44) 市民農園の開設の申請についてには、代表者の定めのある法人格なき団体が申請を行う場合、団体名において、その代表者がその団体を代表して市民農園の開設の申請を行うことができるよう改めることとされています。 なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で該地の賃借料等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利能力なき団体の生体は自然人であるため、市民農園の開設に当たっては、当該市民農園は5箇所ある権利能力なき団体の所有権を明確にするため、一括して一つの所有者となり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する。団体の代表者である個人又は認可地団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。 (ある団体の代表者である自然人がその構成員をして締結した契約の効力については、当該団体が権利能力なき団体であるかの判断も含めて、判例及びその契約の解釈によるものと認識している。)
所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に様々な問題を抱えている。 関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続業務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)等も踏まつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ、同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/si103_tokubetu01.html)	6【農林水産省】 (16)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るために、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公益性を持つ公共の事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 (関係府省: 内閣官房、経済省、法務省及び国土交通省)